

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の2第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成20年9月2日 |
| 【事業年度】 | 第26期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日） |
| 【会社名】 | 不二サッシ株式会社 |
| 【英訳名】 | FUJISASH CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 嵯峨 明 |
| 【本店の所在の場所】 | 神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12（新川崎三井ビルディング） |
| 【電話番号】 | 大代表（044）520-0034 |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理本部経理部長 鈴木 辰男 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区大崎5丁目6番2号（都五反田ビル西館） |
| 【電話番号】 | 代表（03）5745-1212 |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理本部経理部長 鈴木 辰男 |
| 【縦覧に供する場所】 | 不二サッシ株式会社 東京支店 （東京都品川区大崎五丁目6番2号（都五反田ビル西館）） 不二サッシ株式会社 大阪支店 （大阪府大阪市中央区淡路町三丁目5番13号（創建御堂筋ビル）） 不二サッシ株式会社 関東支店 （埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目20番3号（北浦和第二大栄ビル）） 不二サッシ株式会社 名古屋支店 （愛知県名古屋市名村区名駅四丁目2番25号（名古屋ビルディング東館）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第26期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_線で示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（5）<省略>

（6）取締役の解任の決議要件

当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

（7）株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

～ <省略>

（訂正後）

（1）～（5）<省略>

（6）取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

また、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

（7）株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

～ <省略>

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。